

※この用紙は申請書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

入居承継申請に必要な書類

※以下の1～4の全てと、ア～エのうち該当する添付資料を提出すること

添付書類		特記事項
1	世帯全員の住民票 (続柄・筆頭者・本籍地の記載あり)	○転出・離婚の場合は、「異動届」および転出確認ができる住民票(除票)も必要です。 ○外国籍の方は、国籍、在留資格、在留期間(特別永住者を除く)の記載が必要です。
2	戸籍謄本	○名義変更の理由が確認できるもの(離婚・死亡等) ○現名義人との関係【続柄】が確認できるもの
3	市区町村の発行する最新の所得証明書または生活保護証明書	○本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。 ○18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。
4	請書、誓約書、承諾書	○請書には緊急連絡人を記載していただく必要があります。事前に承諾いただき、記載ください。

該当事由	添付書類	備考
ア 給与所得の減少	①(1～5月においては)源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職(転職)した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいずれか」も必要です。	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。
イ 事業所得の減少	①(1～5月においては)確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えが必要です。	①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。
ウ 退職	①退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し(退職日記載あり)のうちいずれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。	
エ その他	①障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類(源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等)を提出してください。	

その他 特記事項

- ※ 名義の承継は、原則としてお住まいの住宅の同居を承認された日から1年以上経過していないとできません。
- ※ 家賃の未納がある場合は、本申請手続きはできませんので早急にお支払いください。
- ※ 支払い家賃の振替口座の変更または取消手続きをされる際は、金融機関での手続きが必要です。